

財務省告示第三百三十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
成十七年七月二十九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十七年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第七十

九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びそ 融資金特別会計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一条第

一 項並びに国債整理基金特別会
計法（明治三十九年法律第六号）
計法（明治三十九年法律第六号）
第五条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下

四 発行方法 用を振替法と受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 価格競争 各申込みのうち応募額を順次割り
入札発行争 ものからそのうち応募額を順次割り

八 最低額面金
九 振替単位

十 一 発行日
十 一 発行価格

口 イ 入札発行市場

争 非 者 特 国 入 価 発
入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
札 格 第 参 市 発 行 行
発 競 加 場 行 争 格 日

十 十 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発
三 二 率 入 札 格 第 参 市 発 行 行
の 経 過 利 子 率 入 札 格 第 参 市 発 行 行
み 子 率 入 札 格 第 参 市 発 行 行

五 万円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものとす
る。平成十七年七月二十九日

額面金額 以上金額 それぞれの応募価格
額面金額 百円につき百円五十銭
額面金額 百円につき百円五十六

(一) 二年・〇パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた第二算

式により算出した金額を第二算
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{39}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
について、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である居住
者又は外国人である場合に、
は、前記(一)の算式により算出

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支額
十九 払込期日
二十 払込期日

た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、算出した金額を支払う銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十七年六月二十日額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成十七年七月二十九日